



さい



これ、どっくへ行くの？

保育所さ！

佐井村の人口		12月31日現在
男	1,342	(-4)
女	1,311	(-3)
計	2,653	(-7)
世帯数	1,048	(-2)
		()内は前月比

確定申告の時期になりました。

つぎの日程表のとおり、確定申告の受付・住民税申告相談を各会場で行います。
申告の必要な方は、必要書類を持参のうえ各会場までお越しください。

月 日	曜 日	対象地区	受 付 会 場	受 付 時 間
2月12日	火	牛 滝	交流促進センター	10時～15時
2月13日	水	福 浦	歌舞伎の館	10時～15時
2月14日	木	長 後	生活改善センター	10時～15時
2月15日	金	磯 谷	漁民研修センター	9時～14時
2月18日	月	矢 越	生活改善センター	9時～15時
2月19日	火	原 田	生活改善センター	9時～16時
2月22日	金	川 目	生活改善センター	9時～正午
2月25日	月	古 佐 井	アルサス (しおさいホール)	9時～16時
2月26日	火			
2月28日	木	大 佐 井	アルサス (しおさいホール)	9時～16時
2月29日	金			
3月3日(月)～17日(月)			予備日(上記の会場で申告相談ができなかった方) 3月17日までに必ず申告してください。	

※上記日程のとおり、それぞれの受付会場にて申告を受付します。地区対象日に都合の悪い方は、予備日(3月3日～17日)に役場・国保税務係窓口で申告されるようお願いいたします。また、上記対象地区申告期間中(2月12日～29日)は税務担当職員が不在のため、役場・国保税務係窓口での申告受付は対応しかねますのでご注意ください。

【申告の必要な方】

平成20年1月1日現在、佐井村に住んでいる方で、前年中(平成19年1月から12月)に次のような所得があった方。

- ①営業、漁業、その他の事業所得、地代、家賃、配当などの所得のあった方。
- ②給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出のない方。
- ③給与所得者で給与所得以外の所得があった方。

所得のない方でも、扶養者の勤務先、官公庁等に所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。住民税の申告はこのような証明書の発行をする際の資料となりますので申告が必要です。

また、国民健康保険税の算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料等の判定にも必要となります。

【必要な書類】

- ◆印鑑(必ず持参してください。口座振替を利用する方は、金融機関届出印を持参してください。)
- ◆源泉徴収票(原本)
- ◆漁業所得、不動産所得(貸家、貸地等)、営業所得のある方は収入計算書、必要経費明細書等所得の計算のできる書類
- ◆国民年金掛金及び社会保険料(国民健康保険税、介護保険料等)の領収書(国民年金の口座振替を利用している方は、領収額がわかるものを持参してください。)
- ◆生命保険料、個人年金及び地震保険料の支払証明書
- ◆土地等の譲渡所得がある方は契約書等売買金額のわかる書類

※確定申告書が税務署から送付されている場合は必ず持参してください。

次のような方は所得税が還付される場合があります。

- ①医療費控除
昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方。(生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので高額療養費のわかるものを持参してください。)
- ②住宅借入金等特別控除
住宅の新築や増改築または購入した方。
- ③天災、火災などの災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方。
- ④給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方及び出稼ぎ等で年末調整を受けなかった方。

還付申告に必要な書類

- ◆印鑑
- ◆源泉徴収票 (所得税が源泉されていること。)
- ◆還付金の振込み先口座番号 (本人名義に限ります。)
- ◆医療費控除
 - 医療費支払証明書 (領収書)
 - ※領収書等を人 (患者) 別に、病院別に集計してください。
 - 生命保険の入院給付金額のわかる書類
- ◆住宅借入金等特別控除
 - 家屋の登記簿謄本または抄本
 - 建築工事の請負契約書または売買契約書
 - 金融機関発行の住宅資金借入等の年末残高等証明書
 - 住民票
 - 建築士から交付を受けた増改築等工事明細書 (増改築のみ)

【平成20年度 (平成19年分) の主な改正事項】

①地震保険料控除

これまでの火災保険を主とする損害保険料控除を全廃し、新たに地震損害保険料控除が創設されました。【控除限度額】50,000円

ただし、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険 (保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約のもの) については、経過措置で従来どおり損害保険料控除されます。

②住宅ローン控除

住宅ローン控除は、所得税にだけ適用されていましたが、平成19年以降の所得税が引き下げられたことにより、今までは控除できていた税額が控除できなくなる場合が出てきます。

このような場合には、翌年度の村・県民税から控除し、住宅ローン控除適用者が不利にならないように調整措置が講じられます。

対象者は平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額のある方。適用を受ける場合は役場・国保税務係へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」(申告書は役場・国保税務係に備え付けておきます) を3月17日 (確定申告期限) までに提出してください。

【提出方法】

- 所得税の確定申告をしない方⇒源泉徴収票を添付して役場へ提出
 - 所得税の確定申告をする方⇒所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
- ※申告書を提出しないと住民税から控除されませんので注意してください。

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、要介護認定を受けていると所得税・住民税の障害者控除の対象になる場合があります。

対象になる方には、申請により控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します。

◆対象者

65歳以上で要介護2～5の認定を受けている方で一定の要件に該当する方

◆申請方法

介護保険被保険証と印鑑を持参のうえ、住民福祉課・健康福祉係の窓口で申請してください。

【お問合せ】 住民福祉課国保税務係 担当：若山、鹿島(鉄)

佐井村むらづくり基本条例解説(その六)

「第九章 評価」、「第十章 財政」

先月号まで条例全般から第八章までお知らせしてきましたが、今回は、「第九章 評価」と「第十章 財政」です。

第九章 評価

(評価の実施)

第二十五条 村は、むらづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性等について評価を実施する。

- 1 評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用する。
- 2 村は、評価の結果を施策等に反映するよう努めなければならない。

◆第二十五条は、村が総合計画等に基づき実施し、または実施しようとする施策等についての評価の実施を定めています。

(趣旨)

○村がむらづくりの目標に照らし、実施し、または実施しようとしている施策等について、「事業の成果が本当に上がっているのか」、「効率的に仕事が行われているのか」、「投入コストに対して効果は妥当なのか」、「どれだけ成果があり、どこまで目標に達しているのか」を明らかにするための行政評価の実施の考え方を示しています。また、評価の結果を尊重し、施策等に反映させていくこととしています。

(第一項)

○むらづくり全体について、特に総合計画を柱と

する各種計画の運営全般を評価することを定めています。

(第二項)

○評価の手法の検討にあたっては、外部評価等を含め、社会情勢や村民意識に即応していくために常に改善していくことを定めています。

(第三項)

○評価の結果については、その内容を尊重し、施策等に反映するよう定めています。

(結果の公表)

第二十六条 村は、むらづくりの評価の結果について、分かりやすい形で住民に公表する。

◆第二十六条は、第二十五条で実施した評価の結果について、住民に公表することを定めています。

(考え方)

○近年、行政の住民に対するアカウンダビリティー(＝説明責任)の重要性が高まってきていることから、むらづくりの評価の結果を公開することを定めたものです。

(趣旨)

○第二十五条で実施した評価の結果について、ホームページ、広報誌及び冊子等を活用し、誰もが分かりやすい形の手法を用い、住民に公開することとしています。

第十章 財政

(総則)

第二十七条 村長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

◆第二十七条は、予算の編成及び執行に関する基本的な考え方を総則として定めています。

(考え方)

○予算は、計画性と即応性といった相反する二面性を持ち合わせており、これを考慮しながら常に総合計画に即して考えていくことが必要であることを示したものです。

(趣旨)

○従来の行政運営は、総合計画と予算を連動させることに積極的ではありませんでした。これは、総合計画の長期性と単年度予算との整合性が図れていないことが原因でしたが、予算編成において、これができるだけ整合性を図っていくことを定めています。

(予算編成)

第二十八条 村長は、予算の編成にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、住民が予算を具体的に把握できるように十分な情報の提供に努めなければならない。

- 1 前項の規定による情報の提供は、村の財政状況、予算の編成過程、重点施策が明らかに分かるよう分かりやすい方法で行うものとする。

◆第二十八条は、予算編成に関する情報を住民に提供することを定めています。

(考え方)

○予算策定過程及び策定結果の透明性を確保するため、住民への情報提供に努めることを示したものです。

(趣旨)

○地方自治法第二百十一条第二項に定める「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料などの情報の提供することを定めています。

(第二項)

○情報の提供に際しては、住民が分かりやすく理解できる手法で行うことを定めています。

【用語の補足説明】

○「分かりやすい方法」：具体的な例として、予算編成会議（秋季開催）、予算編成方針、行政懇談会（一～二月開催）、各課予算見積書（一月～二月作成）、財政見通しなどが考えられます。

（予算執行）

第二十九条 村長は、むらづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

◆第二十九条は、予算の執行計画の策定を定めています。

【考え方】

○むらづくりに関する事業の予定及び進行状況を明らかにし、事業を計画的かつ効率的に執行する必要があるとの考え方を示しています。

【趣旨】

○地方自治法第二百二十条第一項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行例第百五十条「予算の執行及び事故繰越し」に基づき、予算執行の仕事を進めることを原則事項として定めています。

（決算）

第三十条 村長は、決算にかかわる村の主要な施策の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成しようとするときは、住民や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つものとなるよう配慮しなければならない。

◆第三十条は、施策の評価をするための決算関係書類の作成に関することを定めています。

【考え方】

○決算に関する書類の作成にあたっては、単に法に基づいて関係書類を作成するだけでなく、住民や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つようなものとなるような配慮をする必要があるとの考え方を示したものです。

【趣旨】

○現在、村が作成している決算に関する書類の具体的な様式を作成、示す必要があります。現在の「主要な施策成果の説明」に「課題」、「問題点」、「苦労した点」などの評価の視点を加えたものなどを作成していかなければなりません。これらは従来、住民に公開されてきませんでした。したが、非公開とする理由はないことから、今後は積極的に公開していく必要があります。

（財産管理）

第三十一条 村長は、村の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第一項の管理計画に従って進めなければならない。

◆第三十一条は、財産の適正な管理を進めることを定めています。

【考え方】

○公有財産は、住民共有の財産であることから、その管理にあたっては、慎重に取り扱う必要があるとの考え方を示したものです。

【趣旨】

○財産の台帳を適切に管理すると同時に、明確な管理計画に基づいた財産管理を進めることを定めています。

【第二項】

○本項に規定する管理計画は、具体的な財産運用や保全の状況が明らかになるものでなければならぬことを定めています。

【第三項】

○地方自治法第二百三十七条から二百四十一条「財産、債権、基金」、地方自治法第八条「財産の管理及び運用」、財務規則に基づき、管理計画を前提とした効率的かつ効果的な財産運用及び保全について定めています。

【用語の補足説明】

○「財産」：財産は、土地、建物、備品、道路、有価証券、基金などをいいます。

（財政状況の公表）

第三十二条 村長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の高その他の財政に関する状況（以下「財政状況」という。）の公表にあたっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する村長の見解を住民に示さなければならない。

◆第三十二条は、財政状況の公表に関することを定めています。

【考え方】

○財政状況の公表については、地方自治法において基本的事項が規定されていますが、これに加えて「財政状況に対する村長の見解」を付すことで、数値の羅列ではなく、村民にとって意味のある決算ディスクロージャー（＝決算情報の公開）を推進する必要があるとの考え方を示したものです。

【趣旨】

○財政状況の公表については、地方自治法第二百四十三条の第三項「財政状況の公表等」及び財務規則において基本的事項が規定されていますが、これらに加えて「財政状況に対する見解」を付すことで、数値の羅列ではなく、住民にとって意味のある決算ディスクロージャー（＝決算情報の公開）を目指すことを定めています。



佐井村保育所建設計画

【建設理由】

現在の保育所は、昭和42年に建築されたもので、老朽化が激しく建て替えが迫られています。将来の佐井村を担う子どもたちの健やかな成長を願い、快適な環境を提供するためにも、建設を予定しています。

また、子育て支援センターも併設し、これからの子育てについて、保護者に対する相談・支援等を行うことも計画に盛り込んでいます。

建設計画(案)では、建物、所庭、送迎用車両スペース等を含めると、約3,000平方メートルの土地が必要とされることから、児童送迎時の交通アクセスや周辺の安全面、建設コストを考慮し、建設予定地の選定を進めます。

【建設までの流れ】

平成20年 9月～平成21年 3月 用地買収、建築設計業務

平成21年 5月～平成22年 3月 建築工事、施工監理業務

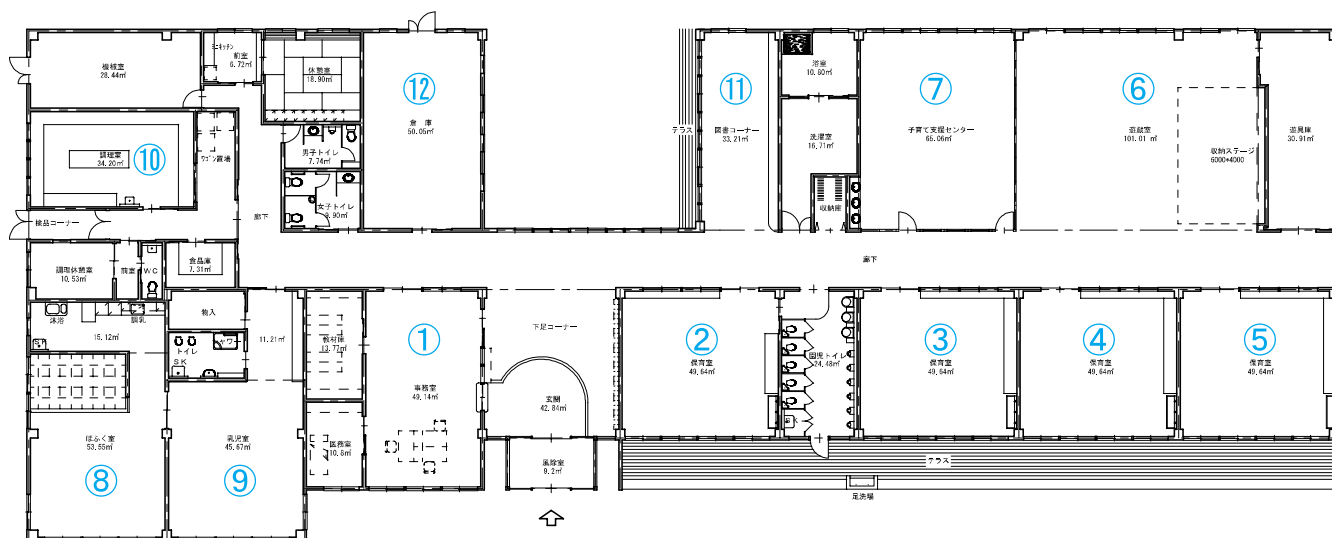
平成22年 3月 完成

【施設概要】 敷地面積 約3,000m² 建物延床面積 約1,200m²

【施設内部】 ①事務室 ②～⑤保育室 ⑥遊戯室 ⑦子育て支援センター ⑧ほふく室
⑨乳児室 ⑩調理室 ⑪図書コーナー ⑫倉庫

【施設外部】 所庭、遊具、駐車場等

【詳細図面】 下記のとおり



※基本計画であり、今後、専門家・保護者等による（仮称）建設委員会の検討で図面が変更になることもあります。

【お問合せ】 住民福祉課 福浦、東出(守)

平成19年中の県内交通事故発生状況

～交通事故による死者数は92人～



平成19年中の交通事故発生状況は、発生件数6,856件（前年比－583件）、死者数92人（前年比＋24人）、負傷者数8,643人（前年比－782人）で、平成16年から3年連続で減少していた死者数が増加しました。（死者数の増加率は、35.3%で全国ワースト1位）

過去5年間の交通事故発生状況（平成19年の発生件数・負傷者数は概数）

過去5年間の交通事故発生状況（平成19年の発生件数・負傷者数は概数）					
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
発生件数	9,100	8,601	8,392	7,439	6,856
死者数	104	103	79	68	92
負傷者数	11,473	10,927	10,589	9,425	8,643

●交通死亡事故の主な特徴

1. 高齢者が犠牲となる事故の増加

高齢者（65才以上）の死者数は54人（前年比＋10人）で、過去5年間で最も多。全死者に占める高齢死者の割合は平成17年以降、5割を越える。

2. 飲酒運転による死亡事故の増加

減少傾向にあった飲酒を伴う交通事故による死者数は10人（前年比＋6人）。昼夜別では夜間における死者数が10人中8人。

3. シートベルト非着用死者の増加

自動車乗車中のシートベルト非着用の死者数は17人（前年比＋8人）。

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

2月の早め点灯時刻は **午後4時00分** です。

交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は4,000日

記録
3,710日
(2/1現在)

こちら佐井駐在所

☎382218

犯罪収益移転防止法施行に伴う本人確認にご協力を

1. はじめに

犯罪による収益の移転防止に関する法律については、平成19年4月1日から一部施行されておりますが、本人確認等の義務化については平成20年3月施行の予定となっております。

この法律は、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保することを目的とした法律です。これまでは、銀行等の金融機関に対して本人確認が義務付けられていましたが、本法律では、本人確認が必要な事業者が43業種に拡大されるとともに、事業者による取引記録等の保存も義務化されることとなります。このため、事業者から身分を証明する運転免許証等の提示を求められることとなりますので、県民と事業者のご協力をお願いいたします。

2. 犯罪による収益と移転防止に関する法律の概要

(1) 対象となる事業者とは（第2条）

- 銀行等の金融機関 ○保険会社 ○信託会社 ○貸金業者 ○宅地建物取引業者
- 貴金属等の取引業者 ○ファイナンスリース業 ○クレジットカード業者
- 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士 等の43業種です。

(2) 本人確認義務等（第4条・5条・6条）

特定事業者（弁護士及び弁護士法人を除く）は、一定の取引について顧客等の本人特定事項を確認しなければならないと規定されています。また、本人確認を応じない場合は、これに応じるまでの間、特定取引に係る義務の履行を拒むことができると規定されています。

(3) 取引記録の保存（第7条）

特定事業者は、取引記録を7年間保存しなければならないと規定されています。

(4) 疑わしい取引の届出等（第9条）

特定事業者（司法書士、行政書士、公認会計士、及び税理士を除く）は、その業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等には、一定の事項を監督官庁に届出しなければならないと規定されています。

◎本人確認のため、身分証明書の提示にご理解とご協力をお願いいたします。

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

12月 【物損事故】 2件（原田・福浦）

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

保健師だより

食育って何だろう？

最近「食育」という言葉をよく耳にしますが、みなさんご存知でしょうか。

「食育」とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにすることです。

そこで、子どもたちが「健康によい食べ物を選ぶ力」、「マナーよく食べる力」、「自然環境や食糧問題について考える力」を理解し、また、みんなで考えてもらう機会として、小学生を対象に「食に関する勉強」を実施しています。

【郷土料理の調理実習～今年は“みずあえ”を作りました】



おばあちゃんに大根の皮むきや切り方を教えてもらいました



友だちの切り方をお手本に！



真剣に、慎重に。とても薄く、上手に切ることができました。

【豆腐ハンバーグ作りにも挑戦しました】



おばあちゃんから玉ねぎのみじん切りも教わり、上手にできました。



力仕事は男の子。粘りがでるまで、みんなで混ぜました。



初挑戦の卵のから割り。からが入らないように、慎重に割っていました。



さすが女の子。上手にハンバーグの形を作っていました。



今日の献立は、みずあえ、豆腐ハンバーグとおばあちゃんの手作りの漬物。みんなで食べる食事はとてもおいしく、おかわりの列ができるほどでした。

* 「食」の勉強を毎年同じ学年で実施していますが、他の学年でも実施できればと思っています。お孫さんたちと一緒に郷土料理を作ってくださいる方を募集しています。興味のある方は、役場保健師まで連絡ください。

2歳6ヶ月見歯科検診

おつ歯科ロビー



宮澤寛太くん（矢越）

ハム太郎

【子どもたちの感想文】

- * 大根を細く切るのが難しかったです。なぜかという、薄く切るのが太くなったからです。豆腐ハンバーグ作りでは、豆腐をくずして混ぜるところと、こねるところが楽しかったです。
- * 今日、料理を作ってみて、大根やにんじんの皮をむいて上手にむけたので良かったです。家では、あんまり手慣れはしていません。だから、今日は久しぶりの料理だったのでドキドキして料理を作りました。ご飯は3杯おかわりました。
- * 今日、料理をしてみて、最初に大根の皮をむいて簡単でした。大根を包丁で薄く切るのが難しかったです。ハンバーグを焼くのはできなかったけど、みずあえをかき混ぜるのができたので良かったです。保健師さんやおばあちゃんが手伝ってくれたので、おいしかったです。来年もやりたいです。

歯科だより

むし歯になりやすい食習慣って？

おやつは、時間を決めて与え、歯の汚れている時間を短くする

食べ物が口の中に入っている時間が長ければ長いほど、むし歯になる危険性が高くなります。特に、2～3歳くらいの子どもには、食事もおやつも「遊び食い」「だらだら食い」をさせないように注意することが大切です。

おやつを子どもの自由にさせると、どうしてもだらだら食べがちです。きちんと時間を決めて与えることが、むし歯予防の原則です。そして1回のおやつ時間は、20分～30分以内で区切りをつけるようにしましょう。

ガムやあめ、ジュースについては軽く考えがちですが要注意です。いつも食べていると口のなかで、「砂糖漬け」状態になります。その間、歯は溶け出し、これを毎日繰り返し続けているとむし歯になってしまいます。子どもの歯は、大人の歯と違いむし歯の進行がとても早いのです。おやつやジュースは、食べる時間、飲む時間、おやつの組み合わせを考えて与え、むし歯になりにくい食習慣をこころがけましょう。

むし歯になりにくい食べ物と、むし歯になりやすい食べ物があります。おやつを与える時の参考にしてください。

【むし歯になりやすい食べ物】



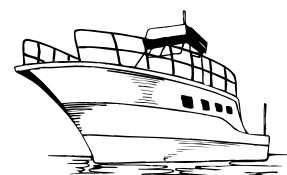
【むし歯になりにくい食べ物】



佐井定期観光(株) 船員募集のお知らせ

平成20年佐井定期観光(株)の船員を募集します。

1. 職種及び募集人員 観光船の操縦兼案内 1名
2. 応募資格 1級小型船舶操縦士免許 普通自動車免許
3. 提出書類 履歴書及び健康診断書
4. 提出期限 平成20年2月29日(金)
5. 雇用期間 平成20年4月1日から平成20年10月31日まで
6. 賃金 東北海上旅客運送業最低賃金を適用
7. 採用試験等
8. 問い合わせ 日時 平成20年3月4日(火)13時30分から 場所 津軽海峡文化館アルサス会議室 試験科目 面接
佐井定期観光(株) ☎ 38-4513または38-2255



後期高齢者医療制度開始に関するお知らせ

- 平成20年4月1日から、75歳（寝たきり等の一定の障害があると広域連合が認定した65歳）以上の方は「後期高齢者医療制度」に加入することになります。
- 新しい被保険証が発行されます。
 - ・後期高齢者医療制度は、被保険者証（カードサイズ）が1人に1枚交付されます。
 - ・現在老人保健の医療受給者証の交付を受けている方と平成20年4月30日までに75歳に到達する方には、3月下旬に佐井村から被保険者証が送付されます。
 - ・平成20年5月1日以降75歳に到達する方には、75歳の誕生日までに、佐井村から被保険者証が送付されます。
 - ・老人医療受給者証及び健康保険証等の返却については、佐井村住民福祉課又は健康保険証の発行元に確認してください。
- 保険料について
 - ・保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただくこととなります。
 - ・青森県の保険料は、低所得者等の軽減措置を踏まえて、一人当たりの平均額が年額46,374円となります。
 - ・保険料は、所得に応じて負担する「所得割額」〔(総所得金額等－基礎控除額33万円)×所得割率7.41%〕と、被保険者全員が一律に負担する「均等割額」（年額40,514円）があり、これらを合算したものになります。（実際に納付していただく保険料の年額については、100円未満切捨ての額となります。）
 - ・所得の低い世帯の方には、所得の区分に応じて均等割額が軽減（7割・5割・2割）される措置があります。
 - ・激変緩和措置として、被用者保険（社会保険等）の被扶養者で、現行保険料負担のない方は、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を徴収されず、10月から平成21年3月までは保険料（均等割額）を9割軽減されます。
- 保険料の納付について
 - ・年金が年額18万円以上で、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1以下の方は、年金から保険料が天引き（「特別徴収」という。）されます。
 - ・特別徴収の方は、平成20年4月の年金支給時から仮徴収が始まりますが10月の年金支給時から、確定した保険料で特別徴収されます。
 - ・特別徴収以外の方は、お住まいの市町村から7月に送付される納付書により、最寄りの金融機関等で保険料を納めていただきます（「普通徴収」という。）。
 - ・被用者保険（社会保険等）の被扶養者で激変緩和措置の対象となった方は、特別徴収又は普通徴収の方法により、10月から保険料を納めていただきます。
- 『障害認定』により老人保健制度に加入している方について
 - ・障害認定による老人医療受給の方も、平成20年4月から後期高齢者医療の被保険者となります。取り下げもできます（※1）
 - ・現在加入している健康保険証（国民健康保険・社会保険等）の資格喪失の手続きが必要となります。国民健康保険の加入者は佐井村住民福祉課で、社会保険等の加入者は保険証の発行機関で資格喪失手続きの相談をしてください。
 - ・資格喪失の手続きを怠ると、後期高齢者医療制度と現在加入の健康保険からの二重の保険料が課せられる場合があります。

『障害認定』取り下げ請求について（※1）

- ・後期高齢者医療制度に移行した場合、新たに保険料の負担が発生するなどの理由から、ご本人の意思により取り下げ申請することで後期高齢者医療制度に加入しないこともできます。ただし、個々のケースにより利益・不利益の状況が異なりますので、取り下げ申請については佐井村住民福祉課又は青森県後期高齢者医療広域連合までご相談ください。

【お問合せ】

- ・青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821
URL <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>
- ・住民福祉課国保税務係 担当：石戸、樋口

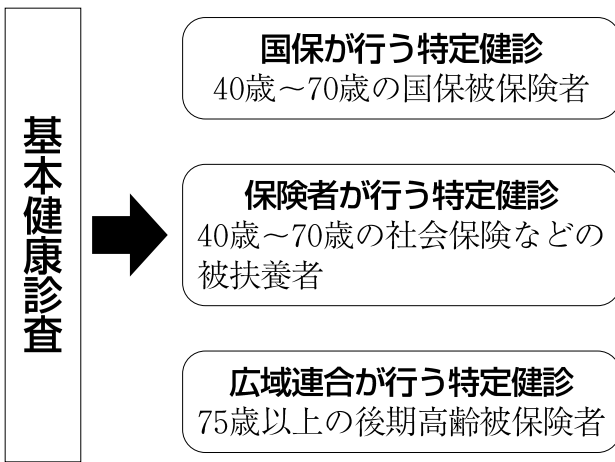
平成20年度から特定健診・特定保健指導が始まります

平成20年4月から国保や健康保険組合といった医療保険者に、健診及び保健指導の実施と健診データの管理が義務づけられました。

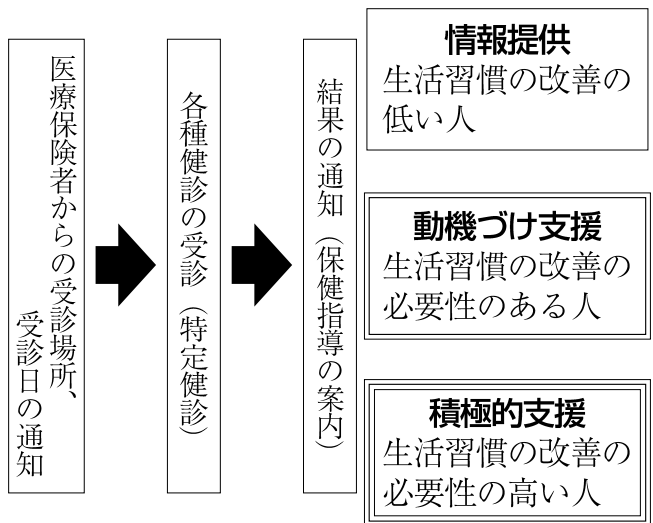
これは、増大する医療費を抑制するため、健診データと医療費データを有効活用し医療費の多くを占める生活習慣病を予防していただくための改正です。

「生活習慣病予防の徹底」を図るために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）などの生活習慣病に関する健康診査（特定健診）の結果により、健康保持に必要があると思われる方に対して保健指導（特定保健指導）が実施されます。

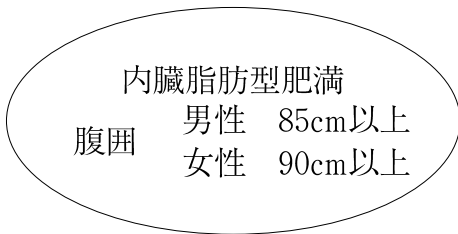
■健診のしくみが変わります



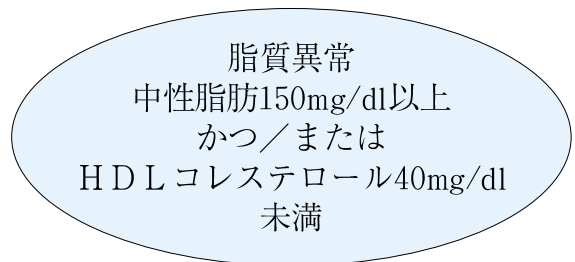
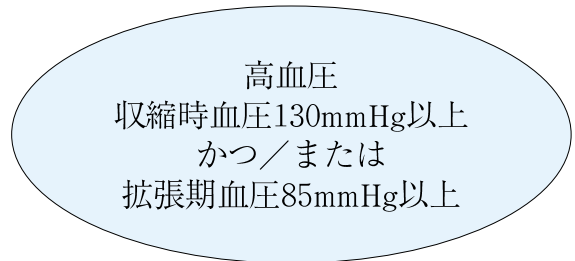
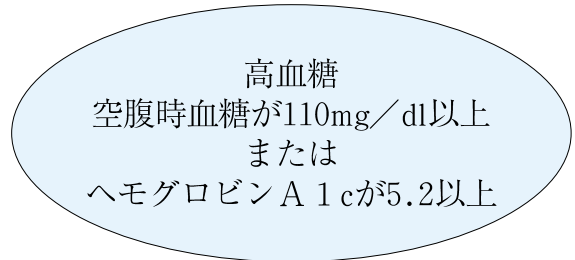
■新しい健診・保健指導の流れ



メタボリックシンドロームとは？



内臓脂肪型肥満に加え、右の高血糖・高血圧・脂質異常のうち2項目以上が該当（1項目のみは予備軍）



【お問合せ】 住民福祉課 担当：樋口

し尿収集料金改定のお知らせ

し尿収集（汲み取り）料金について、下記のとおり改定されましたのでお知らせします。

【改定し尿収集料金】

○200リットルまでの場合

1,982円（現行1,948円）

○200リットルを超える場合

10リットル増すごとに99.1円（現行97.4円）を加算

※一般的な家庭で例えた場合（350リットルの汲み取り）、約60円の値上げとなります。

【改定年月日】平成20年3月1日

【お問合せ】下北地域広域行政事務組合事務局 ☎22-8415

国民年金だより

青森社会保険事務局
むつ事務所 ☎22-2278

「ねんきん特別便」についてのお知らせ

現在、社会保険庁では基礎年金番号に結び付いていない約5千万件の記録について、名寄せを実施し、記録の統合に向けた取組みを進めているところですが、住所変更等の手続きがお済みでない場合には、お届けすることができないことから下記の点について確認をお願いします。

1. 住所変更の届出がお済みでない方

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが、以下の手続き先で手続きをお願いします。

- ・国民年金第1号被保険者・・・佐井村役場窓口
- ・厚生年金加入者・・・・・・・・厚生年金加入者の方のお勤め先
- ・国民年金第3号被保険者・・・社会保険担当の方
- ・年金受給者・・・・・・・・青森社会保険事務局むつ事務所

2. 結婚等で名字が変わった方

結び付く可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎくださいますようお願いいたします。

3. 「ねんきん特別便」の内容の確認と確認後の回答

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録に漏れがないか十分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録回答票」を、必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ】青森社会保険事務局 むつ事務所
住民福祉課住民係 担当：木下

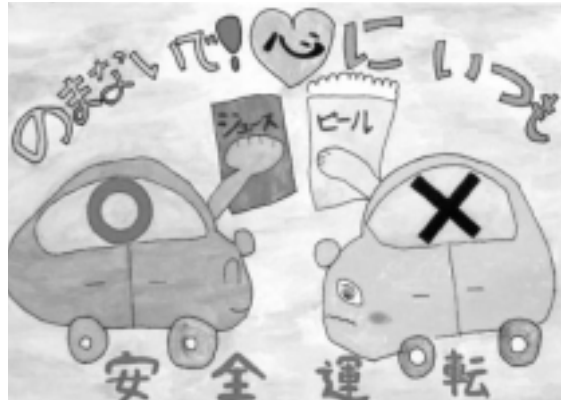
介護保険料(5期)の納期は、**2月29日(金)**です。

忘れずに納入しましょう！

交通安全ポスターコンクール銀賞受賞

この度、青森県交通安全協会、青森県警察本部が主催した交通安全ポスターコンクールで牛滝小学校3年生の坂井萌さんが見事、銀賞を受賞しました。県下の全小学校の児童の作品から選ばれました。おめでとうございます。

飲酒運転撲滅に込めた萌さんの思いを大切に、飲酒運転を佐井村から追放しましょう。法律改正で、今はお酒を飲ませたあなたも同罪です。



佐井中学校3年生 保育所訪問

平成19年12月18日(月)に佐井中学校3年生が家庭科での学習をもとに、幼児とのふれあい活動を通して幼児への行動、安全に対する意識やいたわりの心を学んできました。

【感想】

- ◎保育所訪問の時は本当にありがとうございました。小さい子どもとあまり触れ合う機会が無いのですごく良い経験になりました。子どもの表情や態度で気持ちのわかる先生はすごいと思ったし難しいと感じました。
- ◎自分達も勉強になりましたが、幼児から勇気もらった感じがしました。自分達はこれから、高校受験という進路に進みます。これから頑張りたいと思います。
- ◎子ども達と関わるには楽しく遊ぶだけでなく、思わぬ事故につながるよう注意しなければならないということ学びました。



「人権の花」運動実施される

佐井村人権擁護委員会では、この度「人権の花」運動として、管内3小学校と保育所にチューリップやスカシユリの球根を贈りました。

この運動は、近年、子どもなどの社会的弱者を被害者とする残忍な事件が相次いで発生していることから、特に、命の尊さや大切さを実感できるような啓発活動を目的として、今年度法務省からの補助を受け実施されたものです。

佐井小学校では、佐々木寛昭会長から「花を植え、育てることにより、人を思いやる優しい心を育ててください」とあいさつがあり、1・2年生が代表して球根やプランターを受け取りました。



あすなるチームが優勝

1月12日(土)、アルサスで新春アルサスゲートボール大会が開催され、6チームが参加し、若手チームとベテランチームの対決など熱戦が繰り広げられました。去年から行われているこの大会は、アルサスの活用推進や高齢者の憩いの場の提供を目的としてアルサス活性化協議会が主催して行われています。2月にも大会を行う予定となっていますので詳しくはアルサス活性化協議会にお問合せください。なお、大会の結果は下記のとおりです。



優勝したあすなるチーム



優勝：あすなる 第4位：青年赤十字奉仕団
 準優勝：寿 A 第5位：寿 B
 第3位：佐井港 第6位：アルサス

【お問合せ】 アルサス活性化協議会 ☎ 38-4513

第1分団消防機械器具格納庫完成

この度、古佐井地区旧商工会跡地に第1分団消防機械器具格納庫が完成しました。これは、財団法人 むつ小川原地域・産業振興財団が行っている原子力燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金を受け建築されました。

新格納庫建築により、夜間の災害でも対処できるようにライトが設置され、住民の生命と財産を守る消防団の活動がより一層迅速かつ安全に行えるようになりました。また、ホース乾燥塔移設も行い、古佐井地区全体が見渡せるようになりました。

なお、建築による事業費は下記のとおりです。

工 事 費 11,791,500円

設計業務委託料 1,278,397円



青年国際交流事業に参加しませんか

内閣府では、平成20年度に実施する青年国際交流事業（国際青年育成交流、日本・中国青年親善交流、日本・韓国青年親善交流、世界青年の船、東南アジア青年の船）の参加青年を募集しています。

【お問合せ】内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付国際第1担当

☎ 03-3581-1181 ホームページ <http://www.cao.go.jp/koryu/>
青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

☎ 017-734-9224

青森県労働局から

◎企業も子育てをサポート

事業主のみなさん、子育てしやすい職場環境作りのための「一般事業主行動計画」の策定・届出を行ってください。要件を満たし認定を受けると、子育てをサポートする企業であることを示すマークを対外的に使用できます。企業のイメージアップなどにご活用を。



認定マーク：くるみん

◎中小企業子育て支援助成金

100人未満の企業等で初めての育児休業者が生じた場合、1人目について100万円等を企業に支給します。（※一般事業主行動計画の作成・届出などの要件を満たす場合）

【お問合せ】青森労働局雇用均等室 ☎ 017-734-4211

平成19年分申告書作成会場の開設について

申告書作成会場では、「ご自分の申告書はご自分で記載」していただいています。また、パソコンによる申告書作成の指導をしています。ご不明な点をご相談ください。

【開設期間】2月4日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日を除く

【場 所】下北合同庁舎 3階

【対 象 者】むつ市及び下北郡内にお住まいの方で、所得税・消費税の確定申告をされる方

パソコンでラクラク申告

～確定申告はさらに便利で使いやすくなったe-Taxで～

自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して確定申告等ができる国税電子申告・納税システムe-Taxが、さらに便利で使いやすくなりました。

①国税庁ホームページから直接電子申告ができます。

※事前に利用開始届出が必要です。

②本人の電子署名及び電子証明書を添付して、e-Taxで所得税の確定申告をすると、最高で5,000円の税額控除が受けられます。

※平成19年分又は20年分のいずれか1回です。

③所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等の提出が不要になります。

※確定申告期限から3年間は、税務署から提出又は提示を求められる場合があります。

④e-Taxで申告された還付申告は、早期に還付手続がされます。

※通常6週間程度のところ、3週間程度に短縮されます。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

【お問合せ】むつ税務署 ☎ 22-3294 (音声ガイダンスでご案内しています。)

女性健康相談について

県では、思春期から更年期にいたる女性の、妊娠、出産等をはじめとした、女性特有のさまざまな支障や心身にわたる悩みに対応するための相談窓口として、各保健所に「女性健康相談」を設置しています。

相談対象は、

- ①思春期女子の相談
- ②妊娠、避妊の相談
- ③不妊に関する一般的な相談
- ④メンタルケアについての相談
- ⑤婦人科疾患、更年期障害の相談
- ⑥その他、性感染症を含む女性の心身の健康に関する一般的な相談

となっています。

【お問合せ】 下北地域県民局地域健康福祉部保健総室（むつ保健所）

☎ 2 4 - 1 2 3 1



不動産登記事務がコンピュータでできます

青森地方法務局むつ支局（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村及び横浜町を管轄）では、2月25日（月）から、不動産登記事務をコンピュータにより取り扱うことになりました。

これにより、従来の登記簿の謄・抄本及び閲覧の取扱いが、次のとおり変わります。

なお、共同担保目録の登記事務については、4月下旬からコンピュータによる取扱いの開始を予定しております。

1. 登記簿の謄・抄本に代えて「登記事項証明書」を発行します

「登記事項証明書」は、「全部事項証明書」「一部事項証明書」の2種類があり、それぞれ従来の「登記簿謄本」と「登記簿抄本」に該当します。登記所における交付年月日や認証文が付されます。

手数料は1通につき1,000円（枚数が10枚を超える場合は5枚ごとに200円加算）です。

「登記事項証明書」は郵送による請求もできます。

2. 登記簿の閲覧制度の廃止に伴う代替措置として「登記事項要約書」を発行します

「登記事項要約書」は一定の登記事項を要約したものです。一部の登記事項は記載されず、登記所における交付年月日や認証文は付されません。また、共同担保目録は付されません。

手数料は、1つの物件について500円（枚数が5枚を超える場合は5枚ごとに100円を加算）です。「登記事項要約書」は郵送による請求はできません。

3. 登記申請手続、各種図面等の取扱いについて

所有権移転、抵当権設定等の登記申請手続については、従来と同様に変更はありません。

また、現段階では、公図等の各種図面、工場財団等の各種財団登記簿についてはコンピュータ処理をしませんので、閲覧、謄・抄本及び写しの請求についての手続も従来と変わりません。

4. 不動産登記情報交換システムの開始について

同日から、最寄りの登記所から異なる登記所管轄の不動産登記事項証明書を手続きできるサービスも開始します。

むつ支局から、青森県内の登記所のほか、全国のコンピュータ庁の不動産登記事項証明書を請求することができます。

【お問合せ】 青森地方法務局むつ支局 ☎ 2 3 - 3 2 0 2

佐井村臨時職員を募集します

職 種：一般事務 1名
勤 務 先：佐井村役場
 (行財政改革室)
応募資格：高等学校卒業(見込)以上の方。
提出書類：履歴書 1通
 健康診断書 1通
問合せ先：総務課 内藤

職 種：レセプト点検事務 1名
勤 務 先：佐井村役場(住民福祉課)
応募資格：医療事務の資格を有する方。
提出書類：履歴書 1通
 健康診断書 1通
 資格証の写し 1通
問合せ先：住民福祉課 樋口

職 種：一般事務 1名
勤 務 先：佐井村役場(包括支援センター)
応募資格：高齢者の保健福祉業務に意欲があり、高等学校卒業(見込)以上の方で普通自動車免許を有する方。
提出書類：履歴書 1通
 健康診断書 1通
問合せ先：住民福祉課 宮澤

職 種：医療事務 1名
勤 務 先：佐井診療所
応募資格：医療事務の資格を有し、普通自動車免許を有する方。
提出書類：履歴書 1通
 健康診断書 1通
 資格証の写し 1通
問合せ先：住民福祉課 樋口

職 種：スクールサポーター
勤 務 先：佐井小学校
応募資格：

- ・保育士の資格(あるいは経験)を有する方。
- ・保健師・看護師の資格を有する方。
- ・ヘルパー等の資格を有する方。
- ・スクールサポーターの経験のある方、または職務内容を理解し、意欲のある方。

職務内容：特別支援学級の児童の介助および先生のサポート 他
提出書類：履歴書 1通
 健康診断書 1通
問合せ先：教育委員会 鹿嶋

- ◎**提出期限及び提出先**
 平成20年2月20日(水) 17時
 佐井村役場 総務課
- ◎**雇用期間**
 平成20年4月2日から平成20年9月30日
 (スクールサポーターのみ4月7日から)
- ◎**賃 金**
 佐井村臨時職員の給与の取扱要領によります。
- ◎**採用試験月日**
 日 時 平成20年2月27日(水)
 13時30分から
 場 所 佐井村役場 2階 第二委員会室
 試験科目 面接
- ◎**その他**
 郵送可。(2月20日(水)消印有効)

入札情報

12月21日実施分

- 工事第8号**
 平成19年度特別天然記念物ニホンカモシカ
 食害対策用通電防護ネット柵設置工事
 契約金額 2,247,000円(税込)
 委託業者 有限会社 東出水道設備
- 工事第9号**
 佐井村特定環境保全公共下水道枝線管渠布設
 (30工区)工事
 契約金額 14,479,500円(税込)
 委託業者 有限会社 サンテック

- 工事第10号**
 佐井村特定環境保全公共下水道枝線管渠布設
 (31工区)工事
 契約金額 10,290,000円(税込)
 委託業者 株式会社 工藤建設工業
- 工事第11号**
 佐井村特定環境保全公共下水道枝線管渠布設
 (32工区)工事
 契約金額 7,623,000円(税込)
 委託業者 細川建設株式会社
- 19災第1号**
 村道古佐井焼山線道路災害復旧工事
 契約金額 12,285,000円(税込)
 委託業者 細川建設株式会社

戸籍の窓口

1月15日現在

◎ご結婚おめでとう

(太田 祐樹さん 古佐井
菊池 尚実さん むつ市
鎌田 真宣さん むつ市
竹内由香理さん 牛滝
能登 晶博さん 大佐井
小笠原知佳子さん 北海道)

◎おくやみ申し上げます

東出 ミツさん (喜代四さん) 原 田
横浜ももよさん (弘さん) 古佐井
中村 正夫さん (正和さん) 矢越
館脇 周一さん (勝義さん) 矢越
大石 りささん (光明さん) 長後
田名部ちよさん (久さん) 古佐井
大石 真希さん (光範さん) 古佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

アルサス テナント募集のお知らせ

アルサス2階(食事処「道」の店舗)テナントを募集します。

- 賃貸物件**
津軽海峡文化館アルサス2階 41㎡
- 賃貸借の期間**
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(その後も更新可能)
- 賃貸料**
1ヶ月の店舗内売り上げ金額の10%、電気・水道・ガス料金はその消費量により積算した額、冬期間閉鎖の場合は賃貸料5,000円と電気基本料金
- 応募期間**
平成20年2月29日まで
- 選考会等**
日時 平成20年3月4日(火) 15時から
場所 津軽海峡文化館アルサス会議室
- 問い合わせ**
佐井村定期観光(株)
☎38-4513または38-2255

第30回佐井村小学生卓球大会 第38回佐井村卓球選手権大会

～参加者募集～

- ◎日 時 2月24日(日) 9:00～
◎場 所 佐井中学校体育館
◎参加料 一般 500円
◎申込締切 一般の部は当日も受け付けます。
◎申込・お問合せ
佐井村卓球協会事務局
担当:宮澤 ☎38-2111 (内線33)

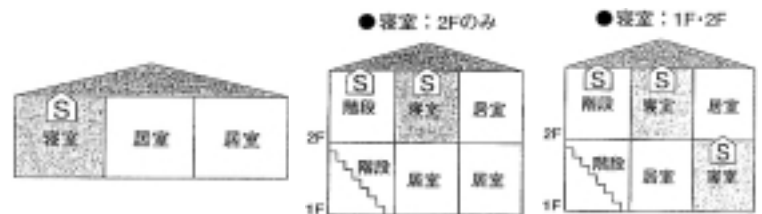
住宅用火災警報器の設置期限が せまってきています!!

設置期限は平成20年5月31日まで!
あと5ヶ月(121日)となりました!!

警報器には煙式と熱式の2種類があります。

警報器の煙式は(寝室が1階の場合)寝室、(寝室が2階の場合)寝室及び階段に設置してください。熱式は、台所などよく火を使用し煙を発生する恐れがある場所に設置してください。

いざという時、自分の命・家族の命を守る火災警報器!まだ設置していない方は早めに設置しましょう!!



【お問合せ】佐井消防分署予防係 ☎38-2266

3/21(金) 松井誠 特別公演 下北交通ツアー

料金 13,000円

★こちらのツアーへのお申込みは、お一人様、2枚までとさせていただきます。

お申込みは
お早めに!!

大畑 12:45 むつ 13:15 青森市内 夕食 青森市民ホール 旧ぼるるプラザ むつ 23:40 大畑 0:10
開場17:45-開演18:15~21:00予定

※募集人員70名(最少催行人員20名)

お問い合わせは **下北交通株式会社**

☎(0175)22-3221(代)
FAX(0175)23-4682